

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果

(児童発達支援事業所)

* 評価票は千葉県福祉サービス(障害児用)にて構成する。

1 評価機関

名 称	特定非営利団体 ACOBA
所 在 地	千葉県我孫子市本町3-4-17
評価実施期間	令和6年10月1日～ 令和7年2月28日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	流山市健康福祉部 児童発達支援センター ナガレヤマシケンコウフクシブ ジドウハッタツシエンセンター		
所 在 地	〒270-0113 千葉県流山市駒木台221-3		
交通手段	【流山ぐりーんバス】「美田・駒木台ルート」に乗車し、「駒木台福祉会館入口」で下車徒歩2分 【東武バス 流山おおたかの森駅東口】「江戸川台駅東口行」に乗車し、「八木局入口」下車徒歩10分 【東武バス 柏の葉キャンパス駅西口】柏の葉公園循環または、十余二（国立がん研究センター経由）行「柏の葉公園西」下車徒歩5分		
電 話	04-7154-4822	F A X	04-7154-4844
ホームページ	https://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/1000974/1001034/1040316/index.html		
経 営 法 人	流山市		
開設年月日	1977年4月1日		
事業所番号	1252300015	指定年月日	1977年4月1日
提供しているサービス	【児童発達支援】つばさ学園、児童デイつばさ、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援 【千葉県障害児等療育支援事業】外来療育：①グループ支援②個別支援：幼児ことばの相談室、理学療法訓練、作業療法訓練、家庭療育支援③巡回相談 【障害児相談支援（計画相談）】		

(2) サービス内容

サービス名	定員	内容
つばさ学園	40名	集団をとおして、こどもの全体発達を考えた支援を継続して行います。(医療的ケア児も含む) ※給食(有料)、バス送迎あり 対象者: 全体発達に課題のある3~5歳児のこども
児童デイつばさ	40名 (1日あたり 20名)	在宅または幼稚園や保育園などに通うこどもに対し日数支援を行い、集団をとおして全体的な発達を促します。(医療的ケア児も含む) ※お弁当持参(有料の仕出し弁当利用も可能)、バス送迎あり 対象者: 発達に課題のあるおおむね1~5歳児(就学前)のこども
保育所等訪問支援	2名程度	保育所等を利用しているこども及び施設の職員に、集団生活適応のための専門的な支援を行います。 対象者: 保育所、幼稚園、認定こども園等、集団生活を営む施設に通う発達に心配のあるこども
居宅訪問型 児童発達支援	1名程度	通所による児童発達支援の利用が困難なこどもに対し、居宅を訪問して発達の支援を行います。 対象者: 重度の障害の状態その他これに準ずる状態であり、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難であると認められたこども
外来療育 (グループ支援)		集団をとおして、こどもの全体発達を考えた支援を行います。また、親子で通うことで、こどもとのかかわり方や保護者同士のつながりなど、保護者支援を行います。 対象者: 児童発達支援を利用していない就学前のこども。
外来療育 (幼児ことばの 相談室)		吃音や構音障害などことばに関する機能の向上を支援します。 対象者: 児童発達支援を利用していない、療育支援会議において言語支援が必要と認められた就学前のこども。
外来療育 (理学療法訓練)		機能的身体機能の発達の促しやこどもとのかかわり方について支援します。 対象者: 療育支援会議において理学療法の支援が必要と認められた歩行獲得前の0歳~18歳までのこども。
外来療育 (作業療法訓練)		日常生活や社会生活への適応を目的として、運動機能の向上やこどもとのかかわり方について支援します。 対象者: 児童発達支援を利用していない、療育支援会議において作業療法の支援が必要と認められた就学前のこども。
巡回相談		こどもの発達や園でのかかわり方について、幼稚園・保育園から申し込みを受けて、スタッフが施設の職員に相談や助言を行います。 対象者・対象施設: 児童発達支援、療育相談を利用していない就学前のこども。 育ちのペースに個性があり、サポートが必要な0~5歳児(就学前)に対して、療育的、特別支援的指導を行っている施設
障害児相談支援 (計画相談)		障害福祉サービスの利用にあたり、保護者の相談に応じ障害児相談支援利用計画の作成をします。 対象者: 障害福祉サービスを利用する方

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		40人	19人（運転手 6人）	57人
専門職員数	管理者 1人		1人	
	保育士 22人	4人	26人	
	児童指導員 3人	1人	4人	
	保健師 (1人)		(1人)	育児休暇中のため現在0人
	看護師	2人	2人	
	栄養士	1人	1人	
	調理師 2人	2人	4人	
	心理士 2人	2人	4人	
	理学療法士 2人		2人	
	作業療法士 1人		1人	
	言語聴覚士 1人	6人	7人	
	社会福祉士 3人			
	事務員 1人	1人	2人	
	運転手	6人	6人	業務委託

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	<p>①療育相談：保護者より療育相談申込書を郵送または直接窓口にて提出をし、申し込みを行う。</p> <p>②児童発達支援事業、居宅訪問型児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業：流山市児童発達支援事業等利用申込書に通所受給者証を添えて、市と児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援の利用に関する契約を締結する。</p> <p>③外来療育：療育支援会議の方針のもと、外来療育の必要性が認められた場合は、保護者より流山市児童発達支援センター利用承認申請書を郵送または直接窓口にて提出し、利用の手続きを行う。</p>	
申請窓口開設時間	9時から16時まで（相談受付時間内）	
申請時注意事項	センター利用は流山市の住民基本台帳に記載されている児童であって、心身の発達のための支援を必要とするもの及びその保護者となります。	
相談窓口	療育相談室：04-7154-4844 計画相談：04-7156-8188 午前9時から午後5時まで	
苦情対応	窓口設置	あり。受付時間：毎週月曜日～金曜日（祝祭日、その他休園日を除く）午前9時から午後5時まで
	第三者委員の設置	あり。民生委員2名、千葉県運営適正委員会受付時間：月曜日～金曜日午前9時から午後5時まで

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・目的：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等とおして児童の発達を支援します。 ・運営方針：児童発達支援センターつばさ学園、児童デイつばさでは、『生命（いのち）を強める』という方針を中核として児童の発達を支援します。『生命を強める』ということは、暑いときに汗をかく・目にごみが入ると涙がでるなどの自然な身体力、長い距離を歩くことができる体力・けがや病気に対する知識の活用など学習による力と総合力の中から生きる喜びを知り、伸びようとする意志力を支えにこどもの自ら育つ力を豊かにしていくことです。
<p>特 徴</p>	<p>『生命（いのち）を強める』という目標を達成するため、①基礎運動②あやし・ゆさぶりを支援の柱として取り組んでいます。</p> <p>①基礎運動：こどもが歩行をし始めるまでの過程（横転から膝立ち）と手の力を強めること（手押し車）を曲に合わせて行います。その過程を順序だてて追うことにより、正しい姿勢と歩行が獲得され、粗大的な運動が活発となり手の機能が高まります。さらに、情緒の安定が図られ言語の獲得においても大きな影響を与えていきます。</p> <p>②あやし・ゆさぶり：あやし遊びとは、生後2か月～4か月頃（あやし遊び前期）、母親をはじめとして、親しい大人が乳児と向かい合って、いないいないばあやくすぐり遊びなどをする遊びです。また、ゆさぶり遊びとは、生後6か月～9か月頃（あやし遊び後期）、大人が体を使って、高い高いや抱っこでぐるぐる回ったり、シーツブランコなどで揺らしたりする遊びです。このような大人とのふれあい遊びをおして信頼関係や愛着関係を深め、コミュニケーションの基礎となる人に向かっていく力を強めていきます。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>つばさ学園、児童デイつばさでは、心身の成長や発達に心配のある就学前のこどもへの支援を、集団をおして行っています。医療的ケアの必要なこどもの受け入れも実施していますので、お気軽にご相談ください。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること(評価の高い点)

1. 支援が必要な子ども・保護者・保育園などにも頼りにされているセンター運営

当流山市児童発達支援センターは流山市の施設であり、「つばさ学園」「児童デイつばさ」の二つの就学前の発達に課題のある子どもを対象とした小集団での療育と、外来の療育や相談、保育園や居宅等の巡回相談などの各種支援を総合的に提供している。

今回の第三者評価の訪問調査は「つばさ学園」「児童デイつばさ」を中心に実施したが、外来の療育や相談、保育園や居宅等の訪問、巡回相談等、各分野の取り組みを含め、保護者アンケートでは子ども達だけでなく、市内の子育てに悩みを持つ保護者や、保育園などからも頼りにされ、心強い存在となっている。

流山市では子育て支援環境の充実に積極的に取り組んでおり、市内の認可保育施設は100園を超え、子どもたちも増えて、若々しい活気に満ちたまちになっている。そんな中で当センターの役割並びに期待は年々大きくなっている。

流山市の基本計画において、児童発達支援センターの事業は「障害福祉」に位置づけられているが、子育て支援やインクルーシブ推進の役割を担っていることから、「子ども・子育て」施策で果たす役割も大きいと考える。

2. 子どもたちの『生命(いのち)を強める』の実践

「つばさ学園」「児童デイつばさ」の支援目標は『命(いのち)を強める』である。児童の自然な身体力、体力、学習による力、伸びようとする意志力を支えに子どもの自ら育つ力を豊かにしていく実践を基礎運動・あやし・ゆさぶりを柱に日々活動している。職員と共に園庭やホールで遊ぶ子どもたちは明るく、元気で一人ひとりの発達支援計画に沿った専門的な指導が行われている。

職員の提案で6つの基礎運動を漫画化して染め上げたTシャツを作り、着用して療育にあたっており、子ども達が元気に成長する姿を励みに頑張っている姿が見られた。

3. 子どもたちにとって安心して過ごせる環境

施設は近年急速に街並みが整備された柏の葉公園の近くで、住宅と畑が混在し緑豊かな自然に恵まれゆったりとした環境の中にある。

施設はやや老朽化が進んでいるものの、園庭やホールは広く、自由に運動できるスペースにはトランポリンやボールプール等運動系の遊具を多く設置し、存分に気持ちを発散出来るように支援している。療育ルームには光や音などをコントロールする設えを施し、子ども達は安心して過ごせる環境の中で、一人ひとりに寄り添った支援がなされている。

保護者アンケートに「子どもが喜んで通園している旨の感謝のコメント」が多数寄せられており、何よりも喜ばしいことである。

4. 各種専門職による療育や相談

理学療法士や作業療法士・言語聴覚士・心理士・社会福祉士・保育士等の多種の専門職が複数配置されており、療育や各方面からの相談などにも連携して対応している。新規の相談も多く、件数も着実に増えている。

保護者アンケートでは78名の保護者から回答を頂いたが、センターの提供する各種支援に対する満足度は高く療育や相談についても、「専門性のある職員のサポートがあり、療育や相談に乗ってもらえて心強い」「一人ひとりに寄り添った柔軟な対応をしてくださる」「子供のことを良く見て下さり、適切なアドバイスを頂き気持ちに余裕が出来る」などと、感謝の言葉を沢山頂いている。

さらに取り組みが望まれるところ(改善点)

1. 福祉拠点での地域交流の機会を

施設は福祉会館・児童館と併設で廊下で繋がっており、ここには多くの地域住民が集まり、交流の機会が得られる場所でもある。地域住民に対して園庭など戸外での交流することがあれば、地域の中での当支援センターの存在感や子どもの社会性の向上になるのではないかと考察する。

2. 専門職の活用拡大によるサービスの向上

多種の専門職が配置されているが、直接子どもの支援に関わる職種と保護者や対外的な関りを主とした職種に大きく分けられている。心理士はじめ社会福祉士等も子どもを中心にしたケーススタディ検討に加わることで、より子どもや家庭環境等への多面的・総合的な支援が可能となるものと思われる。

3. ICT化の推進

利用増や業務内容の多様化等により、職員の多忙感なども挙がっている。子育て支援系等ソフトの導入により職員の事務軽減と情報共有によるサービスの充実、スマホアプリによる保護者との連携等の期待される効果は大きいと考えられる。流山市でも行政のICT化に積極的に取り組まれているので、当センターでも導入の検討を期待したい。

(評価を受けて、受審事業者の取組)

児童発達支援センターつばさでは、これまでも利用者評価や自己評価を行ってきましたが、今回、第三者評価を受審し、様々な視点で評価をいただいたことで、これまでの評価や調査では見えなかったことが確認できました。評価によってセンターのストレングスを認識できたことは、職員にとって大きな励みとなりましたし、センターが地域において価値ある支援を行うためには、まだまだやれること改善する点が多くあると感じ、支援体制や内容について、早速、施設内で検討や確認を行っています。皆様からいただいたご意見を真摯に受け止め、今後のセンターの運営や支援に活かしていきたいと思っております。最後になりましたが、お忙しい中、アンケート調査に御協力いただいた保護者の皆様、丁寧に現地調査や聞き取り調査を行い、温かいアドバイスをくださった調査員の皆様、本当にありがとうございました。

福祉サービス第三者評価項目の評価結果（児童発達支援事業所・障害者（児）施設・事業所）

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	□非該当数
I 福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3		
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3		
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3		
	2 計画の策定	中・長期的なビジョンの明確化	4 事業環境を把握した中・長期計画に基づく事業計画が作成されている。	4		
			5 事業計画達成のための重要課題が明確化されている。	2	1	
			6 施設等の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3		
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	7 理念の実現や質の向上に意欲を持ち、その取り組みに指導力を発揮している。	3		
			8 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	3		
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	9 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3		
			10 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	3	1	
		職員の就業への配慮	11 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握できる仕組みがある。	3		
			12 福利厚生に積極的に取り組んでいる。	2	1	
			13 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、人材育成に取り組んでいる。	3	1	
		職員の質の向上への体制整備	14 定期的に教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	2	1	
			15 職員の働き甲斐や職場の信頼関係の向上に取り組んでいる。	5		
II 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	利用者尊重の明示	16 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、利用者の権利を守り、個人の意思を尊重している。	6		
			17 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4		
		利用者満足度の向上	18 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4		
		利用者意見の表明	19 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	5		
	2 サービスの質の確保	サービスの質の向上への取り組み	20 サービス内容について定期的に評価を行い、改善すべき課題を発見し見直している。	2		
			21 事業所業務のマニュアル等を作成し、また日常のサービス改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4		
	3 サービスの開始・継続	サービス提供の適切な開始	22 施設利用に関する問合せや見学に対応している。	2		
			23 サービスの開始に当たり、利用者等に説明し、同意を得ている。	3		
	4 個別支援計画の策定	個別支援計画の策定・見直し	24 一人ひとりのニーズを把握して個別支援計画を策定している。	4		
			25 個別支援計画について、内容は適切であるかの評価・計画の見直しを定期的に行っている。	3		
			26 利用者のサービス提供に必要な情報が、口頭や記録を通して職員間に伝達される仕組みがある。	3		
			27 【個別生活支援】日常生活上の支援や生活する力の維持・向上のための支援を行っている。	4		
	5 実施サービスの質	項目別実施サービスの質	28 【居住・入所支援】 非該当 居住・入所施設において、日常生活の支援や生活する力の維持・向上のための支援を行っている。			5
			29 【日中活動支援】 非該当 利用者が自立した生活を地域で送ることができるよう、日常生活訓練、機能訓練及び生活についての相談等の支援を行っている。			4
			30 【就労支援】 非該当 就労に必要な知識の習得や能力向上のための訓練等を行い、就労の機会の提供を行っている。			6
			31 利用者を尊重したコミュニケーション支援を行っている。	5		
			32 利用者の健康を維持するための支援を行っている。	4		
			33 利用者の家族等との連携、交流のための取り組みを行っている。	3		
			34 預り金について、適切な管理体制が整備されている。			5
6 安全管理			利用者の安全確保	35 感染症の発生時などの対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	3	
36 事故などの利用者の安全確保のためにリスクを把握し、対策を実行している。	3					
37 緊急時（非常災害発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	5	1				
7 地域との交流と連携	地域との適切な関係	38 地域や地域関係機関との交流・連携を図っている。	3	1		
計				115	7	20

項目別評価コメント

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。 非該当（提供していないサービス）

項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明文化されている。 ■理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント) 流山市の子ども・子育て総合計画の基本理念「子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが健やかに育ち 地域全体で子育てできるまち 流山」に沿って、当センターではより具体的に支援目標として「命(いのち)を強める」という支援目標を定め、大樹になぞらえた体系図を併用して、具体的な活動をイメージしやすく示し、つばさ学園や児童デイの重要事項説明書・契約書・発達支援計画書に記載されている。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■理念・方針を会議や研修において取り上げ、職員と話し合い共有化を図っている。 ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い、実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント) 毎年度発達支援計画には支援目標が明記されており、年度末の職員会議でも年度期間中に取り組んだ活動内容を理念や基本方針と照らし合わせることで職員への周知徹底を図っている。また保護者連絡会資料作成を通して理念や基本方針を職員が理解する機会もなっている。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 ■理念・方針を利用者や家族会等で分かりやすく説明し、話し合いをしている。 ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント) 理念・方針は支援目標として重要事項説明書等に明記されており、契約の際に保護者に直接説明している。理念や当センターの支援目標はホームページやパンフレットへの掲載、施設内の掲示等を含めて、広く関係者への一層の周知を期待したい。</p>	
4 事業環境を把握した中・長期計画に基づく事業計画が作成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■社会福祉事業の全体や地域動向について、具体的に把握している。 ■事業計画には、環境把握に基づく中・長期計画の内容を反映した各年度における事業内容が具体的に示されている。 ■事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。 ■事業計画及び財務内容を閲覧に供することを明記した文書がある。又は、閲覧できることが確認できる。
<p>(評価コメント) 当センターの事業は流山市総合計画、子ども・子育て総合計画に位置付けられている。総合計画の令和6年度の「障害福祉サービスの充実」の中で、つばさ学園施設改修の予算を計上するとともに、専門的かつ総合的な支援が行えるよう相談支援の充実をめざしており、相談件数も着実に増えている。当センターでは各年度の事業計画に基づき運営している。</p>	
5 事業計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 理念・基本方針により重要課題が明確にされている。 ■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■現状の反省から重要課題が明確にされている。
<p>(評価コメント) つばさ学園・児童デイつばさを中心に、本年度の支援目標を「命(いのち)を強める」として重点的に取り組んでいるが、当センター全体として事業としての重要課題は明示されていない。流山市子ども・子育て支援総合計画の中での要請事項や、センターでの現状や反省を踏まえての重要課題の文書化を検討いただきたい。</p>	
6 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するにあたっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■方針や計画、課題の決定過程が、全ての職員に周知され、一部の職員だけで行われていない。
<p>(評価コメント) 施設の事業計画、重要な課題や方針を決定するにあたっては、月一回第一水曜日の職員全体会議等で職員からの意見等を吸い上げ、話し合う機会がある。方針や計画等はすべての職員に周知されているが、全職員から積極的に意見が出される状況には至っていない。多種の専門職集団であり、それぞれ違った立場から話し合う困難さをどう解決していくかが今後の課題と思われる。</p>	
7 理念の実現や質の向上に意欲を持ち、その取り組みに指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■管理者は、理念・方針の実現、福祉サービスの質に関する課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■管理者は、福祉サービスの質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。 ■運営に関する職員、利用者、家族、地域の関係機関の意見を把握して方針を立てている。
<p>(評価コメント) 年度末及び行事後の保護者アンケートや各種職員種会議や委員会、保護者が集まる座談会等で意見や要望を把握し、方針を立てている。流山市では子育て環境の一層の充実を目指して本年度より第三者評価を導入し、当センターは先陣をきっての初めて受審である。今回実施した保護者アンケートでは「子どもが喜んで通園・専門性のある寄り添った支援で頼りになる・気持ちに余裕が出来た」等と多くの感謝の気持ちが寄せられており、職員の日頃の努力が伺える。</p>	

項目		標準項目
8	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■管理者は、経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の面から分析を行っている。 ■管理者は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。 ■管理者は、経営や業務の効率化や改善のために組織内に具体的な体制(改善委員会など)を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
<p>(評価コメント) 例年10月に予算計上が求められ、その際業務の効率化の改善、人事その他の必要性を加味して計上内容を精査し決定している。予算査定や職員配置要望に関しては、市の担当部署にセンターの基本方針を伝え、要望実現に向け働きかけている。また、マニュアル作成委員会、身体拘束適正化及び虐待防止委員会、感染対策委員会、食物アレルギー対応委員会、喀痰吸引安全委員会を設置し、課題の整理、周知、改善に努めている。今後ITソフト導入による業務改善やより良いサービスの提供に向けての予算化も必要かと考えられる。</p>		
9	全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■倫理規程があり、職員に配布されている。 ■従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■倫理(個人の尊厳)の周知を図るための日常的な取り組みが確認できる。
<p>(評価コメント) 倫理要綱は令和4年4月1日に策定され、職員に配布された。身体拘束の適正化及び虐待防止委員会開催の研修において、倫理及び法令遵守の周知徹底を図っている。研修後に職員セルフチェックリストの提出を求めたり、児童虐待対応の流れの関する印刷物の共有化、心理士の話題定期による研修など具体的な研修がなされている。</p>		
10	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■人事方針が明文化されている。 □職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント) 人事方針や評価は市の人事制度によって実施し、管理職によるフィードバック面接を行い育成に努めている。当センター職員は市の職員であるが、専門性を有する施設であるので、専門職としての評価や育成目標等が加味されると良いかも分からない。センター内の職務権限規定の文書化は今後の課題である。</p>		
11	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握できる仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■把握した問題点に対して、人材や人身体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■定期的に職員との個別面接の機会を設ける等、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
<p>(評価コメント) 管理職や市の人材育成課が定期的に有給休暇消化率や時間外労働の状況をチェックしている。例えば職員の間関係など把握した問題点は各部署と調整や要望を行っている。正規職員は年2回の個人面接を行い、把握した問題に関する改善計画を立てて実行に移している。</p>		
12	福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> □職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■希望があれば職員が相談できるように、カウンセラーや専門家を確保している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
<p>(評価コメント) 職員の福利厚生は市の人材育成課の所管であり、流山市規定による福利厚生が受けられる。育児休暇やリフレッシュ休暇等休暇の取得は管理職が積極取得を呼びかけている。</p>		
13	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■キャリアアップ計画など中長期の人材育成計画がある。 ■職種別、役割別に期待能力基準を明示している。 □個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント) 専門職のキャリアアップ研修などには積極的に取り組んでいる。市の職員であるが幹部職員以外はほとんど転勤やジョブローテーションがない。市の他の子育て関係施設などとの人事交流などがあれば、本人の育成だけでなく相互の施設にもメリットがあると考えられる。職員の個別育成計画は今後の課題である。</p>		
14	定期的に教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■常勤及び非常勤の全ての新任・現任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修計画を立て実施している。 □常勤及び非常勤の全ての新任・現任の従業者を対象とする当該サービスに関する個別研修を立て実施している。 ■事業所全体として個別の研修計画の評価・見直しを実施している。
<p>(評価コメント) 職員のスキルアップ等のため、毎年年間計画を立て全職員対象の研修会を実施している。今年度は身体拘束適正化及び虐待防止ややり甲斐や達成感のある職場づくり、職員間の関係性と適正な人員配置など身近なテーマを研修している。施設運営に必要な資格取得については、管理職が計画的に職員個々の経験や能力に基づき研修・講座受講による資格取得を勧めている。研修に関しては職員アンケートを実施し、次年度計画に活かしている。</p>		

項目	標準項目
15 職員の働き甲斐や職場の信頼関係の向上に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針や目標の共有化のため会議等の場で実践面の確認等を行い、職員の理解を深めている。 ■職員の意見を尊重し、創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。
(評価コメント) 職員研修は充実しており、現場では各種の工夫も見られる。職員は発達に遅れのある子どもの元気な成長や保護者からの感謝の気持ち等を大きなモチベーションになって頑張っているが、職員の創意工夫の発表の場や表彰制度などの仕組みを検討するのも良いかと思われる。正規職員対象に行う職員メンタルヘルスチェックの結果も参考にして職員の状況の把握も行っている。	
16 全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、利用者の権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■憲法、障害者基本法、障害者権利条約等の基本的な考え方について研修を実施している。 ■日常の支援では、個人の意思を尊重し、一人ひとりの価値観や生活習慣に配慮した支援をしている。 ■職員の不適切な言動、放任、虐待、無視などが行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった利用者がある場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。 ■日常の支援では利用者のプライバシーに配慮した支援をしている。 ■利用者の羞恥心に配慮した支援をしている。
(評価コメント) 身体拘束の適正化及び虐待防止委員会による研修は毎年実施し、19項目に亘る具体的な質問項目の職員セルフチェックリストを配布し、保護者及び子どもの権利を守り、個人の意思を尊重するよう学んでいる。	
17 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレット等に掲載し、また事業所内に掲示し周知を図っている。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に対して研修等により周知を図っている。
(評価コメント) 個人情報保護法に則った対応をしている。職員は市主催の情報セキュリティ研修を受講する。保護者には、入園時の重要事項説明書に記載し、説明することで、理解と協力を得ている。職員は入職時、実習生は実習開始前に個人情報の取扱いについて、文書を交わしている。全職員が個人情報の取り扱いに最善の注意を払っている。	
18 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい環境を整備している。 ■利用者又はその家族等との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) 利用者には年度末の施設利用満足度アンケートと行事後のアンケートを実施している。結果は保護者連絡会で伝えるとともに、つばさ通信でも配付している。保護者とのやりとりは、連絡帳や口頭、電話で対応し、全て記録している。必要に応じて、相談日を設けて対応する。担任、管理者は話しやすい雰囲気づくりを意識し保護者に寄り添う支援を心掛けている。	
19 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■重要事項を記した文書等利用者等に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され、説明のうえ周知を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■事後処理に関しては、当該利用者又はその家族等に対して説明し納得を得ている。 ■第三者の訪問による権利擁護(オンブズパーソン)制度を整備している。
(評価コメント) 保護者には児童発達支援管理責任者が入園時に苦情の受付は、「流山市福祉サービスに対する苦情解決に関する要綱」に基づき実施すること、苦情受付担当・解決責任者・第三者委員についての説明を行い、重要事項に記載していることを確認してもらっている。苦情対応マニュアルがある。忘れ物や、伝え漏れは、速やかに対応し保護者の信頼と納得を得るよう努めている。随時意見を聞けるように意見箱を設置することを検討している。	
20 サービス内容について定期的に評価を行い、改善すべき課題を発見し見直している。	<ul style="list-style-type: none"> ■事業所全体としてサービスの質や介護方法を検討する会議があり、改善計画を立て実行している記録がある。 ■事業所全体としてサービス内容を検討する会議の設置規程等又は会議録がある。
(評価コメント) サービス内容について児童支援員と担任で検討する指導会議を月2回、全職員で行うケース会議はクラスごとに月2回、専門職を含めた療育会議は月1回開催している。必要に応じて適宜会議で改善計画を立て、子どもに適切な支援を提供するよう努めている。会議録は事務所に配備し、閲覧可能としている。	
21 事業所業務のマニュアル等を作成し、また日常のサービス改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成・見直しは職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント) 発達支援計画書を基本に業務を進めている。職種ごとに活用するマニュアルがある。マニュアルはマニュアル作成委員会が年度ごとに作成する。リーダー職員がたたき台を作成し、職員会議、所長決済後、マニュアルが整備される仕組みが整っている。今年度マニュアル作成委員会はマニュアルの整理を検討中である。今後はマニュアル作成日、改訂日を記載しておくが良い。	

項目		標準項目
22	利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学への対応について、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ及び見学の要望に対応し、個別利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)パンフレットに療育相談の流れをわかりやすく記載している。見学は児童発達支援管理責任者か担任が療育の様子を見学してもらいながら、30分程度の説明を行う。1クラスの人数、給食の形態、支援は個別か全体か、バスの送迎などの質問が多い。見学者に対応して感じていることは、家庭での不安をまず相談してほしい、適切な時期に療育を始めてほしいと願っている。</p>		
23	サービスの開始に当たり、利用者等に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■サービス提供内容や重要事項説明書等は、分かりやすい資料となるように工夫している。 ■サービス提供内容、日常生活の決まりごと、重要事項等を分かりやすく説明している。 ■サービス提供内容や利用者負担金等について利用者の同意を得ている。
<p>(評価コメント)支援サービス開始前に、児童発達支援管理責任者が30分から1時間程度かけて、入園のおしりに沿って説明し、重要事項説明書は読み合わせを行い、都度質問に応じている。言葉の個別支援を希望する方には、言語聴覚士のアドバイスを受けた担任が開始時期について説明を行う。また流山市障害児通所支援利用契約書に同意・署名をもらっている。※利用料については3歳～5歳までは無償、給食費は実費と説明をしている。</p>		
24	一人ひとりのニーズを把握して個別支援計画を策定している。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者及びその家族の意向、利用者の心身状況、入所前の生活状況等を定められた手順に従ってアセスメントを行っている。 ■利用者一人ひとりのニーズや課題を明示する手続きや様式を工夫し記録している。 ■当該個別支援計画に係る職員が連携し、多角的な視点により計画が検討されている。 ■計画は利用者や家族等に説明し同意を得ている。
<p>(評価コメント)児童発達支援管理責任者は保護者から児童の様子や家庭での困りごと、保護者の意向を開き、丁寧にアセスメントを行う。アセスメントを基に担任の意見を参考に児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成している。強度行動障害児は必要に応じて理学療法士、言語聴覚士の意見を踏まえ、専門的支援実施計画書を作成する。支援内容について必ず保護者の同意を得ている。</p>		
25	個別支援計画について、内容は適切であるかの評価・計画の見直しを定期的実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ■当該個別支援計画の見直しの時期を明示している。 ■見直しはサービス提供に係る職員全員の意見を参考にしている。 ■容態の急変など緊急見直し時の手順を明示している。
<p>(評価コメント)児童発達支援ガイドラインの内容に沿って、児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成する。計画の見直しは6ヶ月に1回実施することを利用契約書、重要事項説明書に記載し、保護者に了承を得ている。見直しは、全職員の意見を参考に個別支援計画を作成している。子どもの様子によっては、緊急見直しを行い、適切な支援を行う仕組みができている。必ず保護者の同意を得てから支援を実施している。</p>		
26	利用者のサービス提供に必要な情報が、口頭や記録を通して職員間に伝達される仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■計画の内容や個人の記録を、支援を担当するすべての職員が共有し活用している。 ■個別支援計画の実践に向け、具体的な内容の工夫が見られる。 ■申し送り・引き継ぎ等により、利用者に変化があった場合の情報を職員間で共有している。
<p>(評価コメント)職員は毎日クラス内で具体的な事柄を伝達共有している。特別支援計画は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、社会福祉士、心理療法士、保育士等の多職種の専門分野からの意見を基に計画、実践されている。クラスごとの指導会議、ケース会議、療育会議で実践内容・課題を検討し、具体的な工夫や保育内容を職員間で共有され、実践されている。</p>		
27	【個別生活支援】日常生活上の支援や生活する力の維持・向上のための支援を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個別支援計画に従って利用者の主体性を尊重した生活支援を行っている。 ■重度の障害者に利用者の主導による個別の包括的・継続的な生活支援を行っている。 ■食事、入浴、排泄等の支援は、利用者の状況やペースに合わせて行っている。 ■身体介護、家事支援、移動支援等は、利用者の状況やペースに合わせて行っている。
<p>(評価コメント)入浴支援、家事支援は行われていないが全て利用者のペースに合わせて支援が提供されている。利用者個々の成長に合わせた支援計画が作成され、5領域に沿った支援内容が提供されている。医師が必要と認めた園児には専門職の個別指導が行われている。</p>		
28	【居住・入所支援】居住・入所施設において、日常生活の支援や生活する力の維持・向上のための支援を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ☑食事、入浴、排泄等の支援は、利用者の状況やペースに合わせて行っている。 ☑利用者が安定した睡眠をとる事が出来るよう支援を行っている。 ☑生活環境の整備をしている。 ☑利用者が暮らしの幅を広げることができるよう、様々な体験の場を提供している。 ☑日中サービス事業者と連携し、利用者一人ひとりに応じた支援を行っている。
<p>(評価コメント)【非該当】</p>		

項目		標準項目
29	<p>【日中活動支援】 利用者が自立した生活を地域で送ることができるよう、日常生活訓練、機能訓練及び生活についての相談等の支援を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☑地域で安定した生活を送ることができるよう、継続して相談等の支援や関係機関との調整を行っている。 ☑利用者が意欲的に目標とする力を身につけることができるよう工夫している。 ☑利用者が趣味や創作活動等を通じて社会参加活動が出来るよう取り組んでいる。 ☑自立した生活に向けて、利用者一人ひとりに応じた日常生活訓練や機能訓練を行っている。
(評価コメント) 【非該当】		
30	<p>【就労支援】 就労に必要な知識の習得や能力向上のための訓練等を行い、就労の機会の提供を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☑利用者が自発的に働く意欲を持てるような取り組みを行っている。 ☑生活リズムや社会人としてのマナーの習得等の支援を行っている。 ☑職場見学や実習等、職場にふれる機会を取り入れた支援を行っている。 ☑働くうえで必要な知識の習得及び能力向上のための支援を行っている。 ☑賃金等のしくみについて、利用者に公表し、わかりやすく説明している。 ☑商品開発、販路拡大、設備投資等賃金アップの取り組みを行っている。
(評価コメント) 【非該当】		
31	<p>利用者を尊重したコミュニケーション支援を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者のコミュニケーション能力を高めるため、サービス実施計画や支援計画を策定し実行している。 ■意思伝達に制限のある人の場合、日常的な関わり合いを通じてその人固有のコミュニケーション手段やサインの発見と確認に心がけている。 ■意思伝達に制限のある人の場合、個別のコミュニケーション手段の検討とそれに基づく支援がなされている。(コミュニケーション機器の用意を含む) ■意思伝達に制限のある人の場合、担当職員・ソーシャルワーカー・臨床心理士等の連携により、その人の意思や希望をできるだけ正しく理解しようと努力している。 ■必要性や要望に基づいて、コミュニケーションの取れる知人、代弁者、手話通訳者等を受け入れている。
(評価コメント) 個別支援計画にそれぞれのコミュニケーション方法として個別意思伝達システムを明示している。例えば絵カード、具体的な物を見せながらの意思表示を求め、マカトン法の活用等で双方向のコミュニケーションに努めている。保護者が外国人の場合で日本語のやり取りが困難な場合は知人等が仲介に入ったり、通訳支援システムを使っている。手話通訳が必要な場合は派遣依頼ができる体制がある。		
32	<p>利用者の健康を維持するための支援を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■健康維持のための、体調変化時の対応、服薬管理、摂食・嚥下障害のケア、口腔ケア、褥そう予防等のマニュアルを整備し、適切に実施している。 ■利用者の健康状態に注意するとともに、利用者からの相談に応じている。 ■健康状態の情報を、必要に応じて家族や医療機関から得ている。 ■通院・服薬・バランスの良い食事の摂取について助言や支援を行っている。
(評価コメント) 健康に関する各種マニュアルは整備されている。服薬は指示書、処方薬であれば対応している。看護師、保育士は受診結果連絡票を基に健康や医療に関する助言を行っている。栄養士はアレルギー面談を毎月行い対象児の状況を各専門職と確認している。保育士や看護師は必要に応じて医療受診同行を行い利用者の状況について連携を図っている。		
33	<p>利用者の家族等との連携、交流のための取り組みを行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者の家族に対し定期的及び随時の状況報告書の提出又は連絡を行っている。 ■利用者の家族の参加できる懇談会、家族会等を実施し、意見を聞いている。又は利用者等の家族との連絡帳等で双方向の意思伝達をしている。 ■利用者の家族への行事案内又は参加が確認できる行事を実施している。
(評価コメント) 職員はつばさ通信・児童デイつばさ通信・保健だより・献立表を毎月発行し、保育の内容や予定を報告し、連絡している。今月の歌では歌詞と手遊びを掲載し、親子で楽しめる内容となっている。ほけんだよりや給食だよりでは季節に合わせた健康記事が書かれている。当センターでは毎月のように保護者が参加できる行事があり、保護者連絡会で、学習会では保護者が話し合う機会となっている。		
34	<p>預り金について、適切な管理体制が整備されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☑利用者の預り金については、その取り扱い規約を定め、責任の所在を明確にしている。 ☑金銭等の自己管理ができるように配慮されている。 ☑自己管理ができる人には、金銭等を保管する場所と設備を提供している。 ☑自己管理に支援を必要とする人には、小遣い帳を活用するなどして、自己管理に向けた学習を支援している。 ☑金銭管理技能を含む経済的な対応能力を高めるための学習プログラムが用意されている。
(評価コメント) 【非該当】		

項目		標準項目
35	感染症の発生時などの対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関するマニュアル等を整備している。 ■感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関する研修を実施している。 ■感染症及び食中毒の発生事例、ヒヤリ・ハット事例等の収集を実施している。
<p>(評価コメント) 感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止マニュアルは整備され業務継続計画(BCP)が作成されている。研修は適正に実施されている。保護者への入園のしおりの中でも感染症の種類・症状・登園の目安を詳細に明示し、感染予防を周知している。</p>		
36	事故などの利用者の安全確保のためにリスクを把握し、対策を実行している。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故の発生又はその再発の防止に関するマニュアル等を整備している。 ■事故事例、ヒヤリ・ハット事例等の原因を分析し、再発予防策を検討し実行している。 ■事故の発生又はその再発の防止に関する研修を実施している。
<p>(評価コメント) 事故発生及び再発防止マニュアルは整備され、活用されている。事故及びヒヤリハットは記録され、保護者に報告されている。小さなヒヤリハットも毎日クラスで話し合い、再発防止のために要因を分析し、今後の取り組みを検討し、共有されている。</p>		
37	緊急時(非常災害発生時など)の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■非常災害時の対応手順、役割分担等について定められたマニュアル等を整備し、周知を図っている。 ■非常災害時に通報する関係機関の一覧表等を整備している。 ■非常災害時の避難、救出等対応に関する研修・訓練を実施している。 <input type="checkbox"/> 地域の消防団、自治体等との防災協定を結んでいる。 ■非常災害時のための備蓄がある。 ■主治医、提携先の医療機関及び家族、その他の緊急連絡先の一覧表等を整備している。
<p>(評価コメント) 非常災害発生時におけるBCPが作成され、活用されている。毎月避難訓練・防災訓練が実施されている。緊急連絡先・災害時引き渡しカードが作成され、平常時から発災時を想定した訓練や保護者へ対処方法を明示し知らせている。職員全員が救急救命講習を受けている。当センターは市の施設であり、児童館・福祉センターと併設されているが、地域消防団との防災協定はないことが惜まれる。</p>		
38	地域や地域関係機関との交流・連携を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域との交流行事、地域資源の活用等利用者が地域の一員として生活出来るように支援している。 <input type="checkbox"/> ボランティアの受け入れ体制やマニュアル等が整備されている。 ■実習生の受け入れに関する基本的な考えを明示、体制を整備している。 ■地域の社会資源等の情報を収集し、利用者に提供するなど活用している。
<p>(評価コメント) 防犯や感染症対策の為現在ボランティアを受け入れていない。当施設は福祉会館や児童館と併設しており、常に市民と交流できる環境にある中でその活用がないのはもったいない。戸外で遊ぶ児童との交流の仕方に工夫し、感染対策を取り入れたボランティアの活用を検討いただきたい。実習生は受け入れ、個人情報保護についての誓約を実施している。療育相談を受けた児童の多くが当センターに入園されており、地域の社会資源情報を常に発信し、自ら重要な社会資源として活用されている。</p>		